

## 輸入関係書類の申請書の記名押印又は署名について

### 輸入注意事項42第3号・輸入取引注意事項42第2号(42.2.7)

改正①輸入注意事項56第40号・輸入取引注意事項56第2号(56.2.10)

②輸入注意事項10第4号・輸入取引注意事項10第1号(10.3.4)

輸入貿易管理令(昭和42年政令第414号)に基づく承認等の申請書の記名押印又は署名については下記の要領により取扱うこととします。①②

#### 記

- 1 記名押印又は署名の当事者は個人の場合は本人、法人(人格なき社団を含む。)の場合には代表権者(代表権者から代表権を委任されたものを含む。)に限ることとします。
- 2 法人(人格なき社団を含む。)の場合であつて、上記1により代表権を委任されたものが記名押印又は署名して申請する場合は、当該申請者が代表権者から代表権を委任されている旨を証する書類の提出を求めることがあります。